

生駒市条例第27号

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例

生駒市選挙公営に関する条例（平成5年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 選挙運動用ビラ 法第142条第1項第6号のビラ

第5条中「前条の」を「前条の規定による」に改める。

第20条中「及び第10条」を「、第10条及び第14条」に、「及び第8条」を「、第8条及び第12条」に改め、同条を第24条とする。

第19条を第23条とし、第12条から第18条までを4条ずつ繰り下げる。

第11条中「第8条」を「第12条」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「前条の」を「前条の規定による」に、「第8条後段」を「第12条後段」に改め、同条を第14条とする。

第9条を第13条とする。

第8条中「第11条」を「第15条」に改め、同条を第12条とする。

第7条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第8条 候補者（市長の選挙の場合に限る。）は、第11条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第

3条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第9条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第10条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約により当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約により作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求により、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第11条 第8条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。